地 方 厚 生 (支)局 医 療 課都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添8までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に 伴う実施上の留意事項について」 (平成30年3月5日保発0305第3号)(別添1)
- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成30年3月5日保医発0305第1号)(別添2)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (平成30年3月5日保医発0305第2号)(別添3)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (平成30年3月5日保医発0305第3号)(別添4)
- ・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成30年3月5日保医発0305第10号)(別添5)
- ・「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う 特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」 (平成30年3月5日保医発0305第11号)(別添6)
- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について (平成30年3月26日保医発0326第5号)(別添7)
- ・「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について (平成30年3月30日保医発0330第2号)(別添8)

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の 一部改正に伴う実施上の留意事項について (平成30年3月5日保発0305第3号)

第5 訪問看護管理療養費について

3(2) (1)の「指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者」とは、基準告示第2の5に 規定する状態等にある利用者<u>をいいであって、下記のいずれかに該当するものである。た</u> だし、特別な管理を必要とする利用者のうちで重症度等の高いものとして別に厚生労働大 臣が定める状態にある利用者とは、基準告示第2の6に規定するものをいう。

FRANCISCO PARTIES

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (平成30年3月5日保医発0305第1号)

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

第2節 再診料

A002 外来診療料

(4) 許可病床の数が400床以上の病院(特定機能病院及び、許可病床の数が400床以上の地域医療支援病院及び、般病床の数が200床未満の病院を除く。)のうち、前年度1年間の紹介率の実績が40%未満かつ逆紹介率の実績が30%未満の保険医療機関の取扱いについては、(3)と同様であること。

第2部 入院料等

第1節 入院基本料

A100 一般病棟入院基本料

(1) 一般病棟入院基本料は、「注1」の入院基本料、「注2」の特別入院基本料並びに投び 月平均夜勤時間超過減算及び並びに「注7」の夜勤時間特別入院基本料から構成され、 「注1」の入院基本料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している ものとして届け出た一般病棟に入院している患者について、各区分の所定点数を算定し、 「注2」の特別入院基本料並びに月平均夜勤時間超過減算等及び「注7」の夜勤時間特別 入院基本料については、届け出た一般病棟に入院している患者について算定する。

A101 療養病棟入院基本料

(7) 「注4」に規定する褥瘡対策加算1及び2は、ADL区分3の状態の患者について、「別紙様式46」の「褥瘡対策に関する評価」を用いて褥瘡の状態を確認し、治療及びケアの内容を踏まえ毎日評価し、以下により算定すること。なお、以下において、「褥瘡対策に関する評価」における褥瘡の状態の評価項目のうち「深さ」の項目の点数は加えない当該患者のDESIGN-Rの合計点数を「DESIGN-Rの合計点」といい、暦月内におけるDESIGN-Rの合計点が最も低かった日の点数を当該月における「実績点」という。また、褥瘡の状態の評価の結果を別添1の2の別紙様式2の「医療区分・ADL区

分等に係る評価票」の所定欄に記載し、治療及び看護の計画を見直した場合には、その内容を診療録等に記載すること。<u>なお、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。</u>

- ア 褥瘡対策加算1については、入院後若しくは新たに当該加算に係る評価を始めて暦月 で3月を超えない間又は褥瘡対策加算2を算定する日以外の日において算定する。
- イ 褥瘡対策加算2については、直近2月の実績点が2月連続して前月の実績点を上回った場合であって、DESIGN-Rの合計点が前月の実績点より上回った日に算定する。 なお、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。
- (9) 「注6」に規定する急性期患者支援療養病床初期加算は、急性期医療の後方病床を確保し、在宅患者支援療養病床初期加算は在宅患者や介護保険施設入所者等の状態が軽度悪化した際に入院医療を提供できる病床を確保することにより、急性期医療及び在宅での療養を支えることを目的として、療養病棟が有する以下のような機能を評価したものであり、転院、入院又は転棟した日から起算して14日を限度に算定できる。また、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できない。
 - ア 急性期患者支援療養病床初期加算については、急性期医療を担う病院の一般病棟に入院し、急性期治療を終えて一定程度状態が安定した患者を、速やかに療養病棟が受け入れることにより、急性期医療を担う病院を後方支援する。急性期医療を担う病院の一般病棟とは、具体的には、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料若しくは10対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料に限る。)、地域一般入院基本料又は13対1入院基本料(専門病院入院基本料に限る。)を算定する病棟であること。ただし、地域一般入院基本料又は13対1入院基本料を算定する保険医療機関にあっては、区分番号「A205」救急医療管理加算の届出を行っている場合に限るものとする。また、一般病棟と療養病棟が同一の病院に併存する場合で、当該一般病棟から療養病棟に転棟した患者については、1回の転棟に限り算定できるものとする。
 - イ 在宅患者支援療養病床初期加算については、介護保険施設、居住系施設等又は自宅で療養を継続している患者が、軽微な発熱や下痢等の症状を来したために入院医療を要する状態になった際に、療養病棟が速やかに当該患者を受け入れる体制を有していること及び厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、入院時に治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行うことにより、自宅や介護保険施設等における療養の継続を後方支援する。なお、本加算を算定する療養病棟を有する病院に介護保険施設等が併設されている場合は、当該併設介護保険施設等から受け入れた患者については算定できないものとする。また、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できないものとする。また、特別入院基本料等を算定する場合は、当該加算は算定できないものとする。

A 1 0 6 障害者施設等入院基本料

AI	100 障害省地联等人的名字中			
	状態 等	診療報酬点数	実施の期間等	
7	ドレーン法若しくは胸腔	ドレーン法(ドレナージ)	当該月において2週以上実施	

又は腹腔の洗浄を実施して	胸腔穿刺	していること
いる状態 (※3参照)	腹腔穿刺	175a - 516 At

第2節 入院基本料等加算

A 2 1 4 看護補助加算

- (2) 看護補助加算を算定する病様は、次に掲げる身体的拘束を最小化する取組を実施した 上で算定する。
 - ア 入院患者に対し、日頃より身体的拘束を必要としない状態となるよう環境を整える。
 - イ 身体的拘束を実施するかどうかは、職員個々の判断でなく、当該患者に関わる医師、 看護師等、当該患者に関わる複数の職員で検討する。(精神病棟を除のでく。)
 - ウ やむを得ず身体的拘束を実施する場合であっても、当該患者の生命及び身体の保護 に重点を置いた行動の制限であり、代替の方法が見いだされるまでの間のやむを得な い対応として行われるものであることから、可及的速やかに解除するよう努める。
 - エ 身体的拘束を実施するに当たっては、次の世対応を行う。
 - (イ) 実施の必要性等のアセスメント
 - (ロ) 患者家族への説明と同意
 - (ハ) 身体的拘束の具体的行為や実施時間等の記録
 - (二) 二次的な身体障害の予防
 - (ホ) 身体的拘束の解除に向けた検討
 - オ 身体的拘束を実施した場合は、解除に向けた検討を少なくとも1日に1度は行う。 なお、身体的な拘束を実施することを避けるために、ウ及びエの対応をとらずに家族 等に対し付き添いを強要することがあってはならない。

A 2 2 7 - 2 精神科措置入院退院支援加算

(2) 本加算の退院とは、自宅等へ移行することをいう。なお、ここでいう「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホームへ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関においての当該入院料に係る病棟以外の病棟、転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設に入所した場合を除いたものをいう。

A 2 4 6 入退院支援加算

(21) 「注7」に規定する入院時支援加算を算定するに当たっては、入院の決まった患者に対し、入院中の治療や入院生活に係る計画に備え、入院前に以下のアからク<u>まで</u>(イについては、患者が要介護又は要支援状態の場合のみ)を実施し、その内容を踏まえ、入院中の看護や栄養管理等に係る療養支援の計画を立て、患者及び入院予定先の病棟職員と共有した場合に算定する。患者の病態等によりアからクまでについて全て実施できない

場合は、実施した内容の範囲で療養支援計画を立てても差し支えないが、この場合であっても、ア、イ及びク (イについては、患者が要介護又は要支援状態の場合のみ) は必ず実施しなければならない。

ア~ク (略)

第3節 特定入院料

A 3 0 0 救命救急入院料

(10) 救命救急入院料に係る算定要件に該当しない患者が、当該治療室に入院した場合には、 入院基本料等を算定する。

この際、区分番号「A100」の一般病棟入院基本料を算定する場合の費用の請求については、区分番号「A101」療養病棟入院基本料の(13)に準ずるものとする。

また、区分番号「A104」の特定機能病院入院基本料を算定する場合の費用の請求については、区分番号「A104」の「注5」に規定する看護必要度加算及び同「注10」に規定するADL維持向上等体制加算は算定できず、同「注8」に規定する加算は、当該病棟において要件を満たしている場合に算定できる。その他、区分番号「A105」の専門病院入院基本料を算定する場合の費用の請求については、区分番号「A105」の「注3」に規定する看護必要度加算、同「注4」に規定する一般病棟看護必要度評価加算及び同「注9」に規定するADL維持向上等体制加算は算定できず、同「注7」に規定する加算は、当該病棟において要件を満たしている場合に算定できる。

A308-3 地域包括ケア病棟入院料

(5) 「注2」に規定する地域の保険医療機関であって、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添2「入院基本料等の施設基準等」第5の6の規定により看護配置の異なる各病棟<u>毎ごと</u>に一般病棟入院基本料を算定しているものについては、各病棟毎の施設基準に応じて、「注1」に規定する点数又は「注2」に規定する点数を算定する。

第2章 特揭診療料

第1部 医学管理等

B001 特定疾患治療管理料

- 5 小児科療養指導料
 - (7) 日常的に車椅子を使用する患者であって、車椅子上での姿勢保持が困難なため、食事 摂取等の日常生活動作の能力の低下を来きした患者については、医師の指示を受けた理 学療法士又は作業療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防の ため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッ ションや付属品の選定や調整を行うことが望ましい。

14 高度難聴指導管理料

(1) 高度難聴指導管理料は、区分番号「K328」人工内耳植込術を行った患者、伝音性難聴で両耳の聴力レベルが60dB以上の場合、混合性難聴又は感音性難聴の患者について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすに適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において、耳鼻咽喉科の常勤医師が耳鼻咽喉科学的検査の結果に基づき療養上必要な指導を行った場合に算定する。

23 がん患者指導管理料

(1) がん患者指導管理料イ

ア (略)

イ 当該患者について区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該<u>指導管理カウンセリング</u>を実施した場合には、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回算定できる。ただし、当該悪性腫瘍の診断を確定した後に新たに診断された悪性腫瘍(転移性腫瘍及び再発性腫瘍を除く。)に対して行った場合は別に算定できる。

ウ・エ (略)

B001-2 小児科外来診療料

(3) 当該患者の診療に係る費用は、「注4」の小児抗菌薬適正使用支援加算、区分番号「A000」初診料、区分番号「A001」再診料及び区分番号「A002」外来診療料の時間外加算、休日加算、深夜加算及び小児科特例加算、区分番号「A000」初診料の機能強化加算、区分番号「B001-2-2」地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号「B001-2-6」夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号「B010」診療情報提供料(II)並びに区分番号「C000」往診料(往診料の加算を含む。)を除き、全て所定点数に含まれる。ただし、初診料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は小児科特例加算を算定する場合は、それぞれ85点、250点、580点又は230点を、再診料及び外来診療料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は小児科特例加算を算定する場合は、それぞれ85点、250点、580点又は230点を、再診料及び外来診療料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は小児科特例加算を算定する場合は、それぞれ85点、250点、580点又は230点を、再診料及び外来診療料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は小児科特例加算を算定する場合は、それぞれ65点、190点、520点又は180点を算定する。

B001-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料

(1) 夜間休日救急搬送医学管理料については、第二次救急医療機関(都道府県が作成する 医療計画において、入院を要する救急医療を担う医療機関であって、第三次救急医療機 関以外のものをいう。)又は都道府県知事若しくは又は指定都市市長の指定する精神科 救急医療施設において、深夜、時間外(土曜日以外の日(休日を除く。)にあっては、夜 間に限る。)、休日に、救急用の自動車(消防法及び消防法施行令に規定する市町村又は 都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車、並びに道路交通法及び道路交通 法施行令に規定する緊急自動車(傷病者の緊急搬送に用いるものに限る。)をいう。)